

2月定例美祢市教育委員会会議

(議 案)

議案第 1 号

美祢市教育委員会公印取扱規則の一部改正について

美祢市教育委員会公印取扱規則（平成20年美祢市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年 2 月 20 日 提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

美祢市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則

美祢市教育委員会公印取扱規則（平成20年美祢市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

21
21
21
21

」 を 「

18
18
18
18

」 に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

特別天然記念物秋芳洞照明植生対策委員会設置要綱の制定について

特別天然記念物秋芳洞照明植生対策委員会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

(設置)

第 1 条 秋芳洞内に認められる照明植生の原因を調査し、その除去及び抑制対策の検討を行うため、特別天然記念物秋芳洞照明植生対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 秋芳洞内照明植生に関する調査、検討及び検討成果の取りまとめ
- (2) 秋芳洞内照明植生に関する対策方法の検討
- (3) その他秋芳洞内照明植生対策に必要と認められる事項の検討

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、教育委員会が委嘱又は任命した日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委嘱後最初の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、美祢市教育委員会事務局文化財保護課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。